

鳥取市手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第5号

鳥取市手数料条例等の一部を改正する条例

(鳥取市手数料条例の一部改正)

第1条 鳥取市手数料条例(平成12年鳥取市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1の21の項及び23の項中「29,000円」を「29,700円」に改める。

(鳥取市食品衛生条例の一部改正)

第2条 鳥取市食品衛生条例(平成29年鳥取市条例第65号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「10,500円」を「11,500円」に、「15,400円」を「15,700円」に改める。

(鳥取市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第3条 鳥取市公衆浴場法施行条例(平成29年鳥取市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第8条中「22,000円」を「23,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。